

なくそう！防ごう！高齢者虐待

高齢者虐待は虐待をしている人に自覚があるとは限りません。 気づかないまま、不適切な対応になっていませんか？
高齢者に関わる身近な人が、虐待を疑わせるサインを見逃さず、何か気づいたら市役所にご相談ください。

＜高齢者虐待の種類＞

具 体 例

●身体的虐待

- ☐たたく、つねる、殴る、蹴る
- ☐ベットに縛りつける
- ☐外からカギをかけて閉じ込める など

- ☐あざや傷がある
- ☐急におびえたり、怖がったりする

具 体 例

●心理的虐待

- ☐怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ☐高齢者が話しかけても無視する
- ☐子ども扱いする など

- ☐眠れない等の訴えがある
- ☐食欲不振、過食、拒食が見られる

具 体 例

●介護の放棄・放任

- ☐食事や水分を与えない
- ☐入浴させない、オムツを替えない
- ☐必要な医療・介護サービスを利用させない など

- ☐異臭がする
- ☐髪、ひげ、爪が伸び放題で汚れている
- ☐病院に受診していない

具 体 例

●経済的虐待

- ☐高齢者の年金や預貯金を本人の同意なく使う
- ☐日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない など

- ☐サービスの利用ができなくなった
- ☐年金があるのに、お金が無いと訴えたりする

具 体 例

●性的虐待

- ☐高齢者へわいせつな行為を強要する
- ☐排泄の失敗に対し罰として裸で放置する など

- ☐下半身に出血や傷が見られる
- ☐急におびえたり、怖がったりする



【高齢者虐待に気付いたら】

「生命又は身体に重大な危険が生じている場合」は速やかに通報する義務があります。

※高齢者本人を含めて、通報者の個人情報他へ漏れることはありません。安心してご相談ください。

【高齢者虐待の相談窓口】

根室市地域包括支援センター（市役所1階5番窓口）

電話 23 - 6111（内線 2161・2162）

北海道高齢者総合相談・虐待防止センター

電話 011-251-2525 平日 9:00～17:00